

ぎふ長良川の鵜飼広告掲載要領

令和6年4月15日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づき、ぎふ長良川の鵜飼広告掲出事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の媒体)

第2条 広告を掲出する媒体は、鵜匠による鵜飼説明台及び幟旗（鵜飼観覧船事務所前等及び乗船場へのスロープに掲出）とする。

(広告の範囲及び掲載基準)

第3条 鵜匠による鵜飼説明台または幟旗に掲出する広告（以下「広告」という。）は、要綱第3条及び岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁。以下「基準」という。）に適合するものであること。

(広告掲出の規格等)

第4条 広告の規格等詳細については、ぎふ長良川の鵜飼広告掲出募集要項（以下「募集要項」という。）による。

(広告掲出の申込み)

第5条 広告掲出希望者は、ぎふ長良川の鵜飼広告掲出申込書兼同意書（様式。以下「申込書」という。）に別に定める資料を添付して市長に提出するものとする。この場合において、広告掲出希望者は、複数の申込みができるものとする。

(候補者の決定等)

第6条 申込書を提出した者のうち、基準第5条第1項に適合する者を広告掲出候補者（以下「候補者」という。）とする。

2 候補者は、募集要項で指定する方法により、かつ指定する期日までに広告原稿を市長に提出するものとする。

3 市長は、提出された広告原稿の内容が要綱第3条及び基準に適合しない場合は、修正期間を定め、修正を求めるものとする。

4 広告原稿の作成についての詳細は、募集要項において定める。

(審査委員会の組織)

第7条 要綱第6条第1項の規定に基づき、広告の審査に当たり、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長（以下「委員長」という。）及び委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員長は、ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長をもって充てる。

4 委員は、ぎふ魅力づくり推進部鵜飼観覧船事務所長、行政部契約課長、市民生活部消費生

活課長、市民協働推進部人権啓発センター所長をもって充てる。

- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第8条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、これを当該会議における審査に代えることができる。
- 3 委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、軽易又は緊急を要すると認める事項については、書類の持ち回りの方法により審査委員会を開くことができる。

(審査委員会の庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部鵜飼観覧船事務所において処理する。

(契約の締結)

第10条 審査委員会により承認を受けた候補者（以下「広告主」という。）は、広告掲出に係る契約を市長と締結できるものとする。

- 2 広告主と締結する契約書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 広告主は、広告の内容等に対し、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、自らの責任で解決しなければならない旨を承諾すること。

- (2) 広告主は、市長が次のいずれかに該当すると認めるときは、契約期間中であっても、広告の掲出を取りやめることができる旨を承諾すること。

ア 広告主が要綱及びこの要領の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により広告主として選定され、若しくは要綱第11条第2項において準用する第6条第6項の規定により広告の掲載を認める決定を受けたことが発覚したとき。

イ 広告主が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

ウ 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

エ 広告主の倒産、解散等により広告を掲出する必要がなくなったとき。

オ 広告主が書面により、広告の掲出の取下げを申し出たとき。

カ 市の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。

- 3 市長は、広告掲出を承認した後の事情変更等により、広告の内容等が要綱第3条及び基準に違反し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲出)

第11条 広告掲出については、市が用意し、行う。

(広告の取替え)

第12条 広告が著しく変色し、又は損傷した場合は、広告主の請求により市が取替えを行う。

(広告掲出料の納付)

第13条 広告主は、契約書に記載された納入期限までに広告掲出料を一括納付しなければならない。

(広告掲出料の返還)

第14条 既納の広告掲出料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲出することができなかつたときは、既納の広告掲出料の一部又は全部を返還することができる。

(広告掲出の取消し)

第15条 市長は、次に掲げる事由に該当する場合は、広告掲出を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲出が適切でないと判断したとき。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、掲出した広告内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲出により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲出の権利を譲渡してはならない。

(異議の申し立て)

第17条 広告主は、災害等により長期間ぎふ長良川の鵜飼が中止されることについて、異議の申し立てをすることはできない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月15日から施行する。